

田辺市地域福祉計画第2回策定委員会会議録

日時：令和3年7月26日（月）午後2時から午後3時20分

場所：田辺市新屋敷町1番地 田辺市役所本庁舎 4階第1委員会室

策定委員

〔出席委員〕尾崎委員 後藤委員 原委員 小川委員 西川委員 森田委員 羽根委員 野見委員
前田委員 初山委員 大久保委員 山崎委員 坂口委員 當仲委員 芝本委員 廣岡
委員 横畑委員 松端委員（インターネットを使用してオンラインで参加） 花村委員
谷中委員 井濶委員 虎伏委員

〔欠席委員〕家根谷委員 木村委員 那須委員

素案検討委員会委員：兼久委員 久畑委員 古久保委員 馬場崎委員 谷本委員 小川委員 坂本委員
平委員 田村主査（森委員の代理）

事務局：山田福祉課長 中岡庶務係長 鈴木主事

報道関係者：1名

一般傍聴者：0名

第2回策定委員会の次第に沿って、中岡庶務係長が司会進行を行った。

策定委員の交代があったため、柳瀬前委員に代わって新たに委員に就任した尾崎委員、坂本委員の代理として出席している西川委員を紹介するとともに、事務局側の立場として出席している地域福祉計画素案検討委員会委員の紹介を併せて行った。

続いて、原委員長が、開会の挨拶及び以降の議事の進行を行った。

議題（1）「第3次田辺市地域福祉計画取組状況」について、事務局の鈴木主事が説明した。主に令和2年度で特徴的な取り組みがあったもの（別紙資料「第3次地域福祉計画取組状況」の5ページ、8ページ、12ページ、26ページ、38ページ、48ページ）を中心に説明し、出席委員から質問等はなかった。

次に、議題（2）「第4次田辺市地域福祉計画の策定に係る福祉専門職への調査方法の変更について」、調査方法が変更となった経緯や代替案（別紙資料「第4次田辺市地域福祉計画の策定に係る福祉専門職への調査方法の変更について」を参照のこと。）を、事務局の鈴木主事が説明した。

各議題については、次のとおり提言があった。

提言① 提言者：井濶委員 「議題（2）福祉専門職の範囲について」

連携、共生、協働という言葉をよく聞きますが、その中で一つ目にした言葉が「マルチトリートメント」です。「避けたい関わり」という意味があるようで、「私は関係ない」、「見て見ぬふりをする」などがそれに当たるかと思います。

例えば、道路で動物が死んでいても、多くの方は「避けたい関わり」で避けて通ると思います。でも、本当は、死骸を道路脇に避けてあげて、保健所なりに連絡するべきだと思いますし、それが「他者への思いやり」であると思います。

動物に例えましたが、これは人間の関わりについても同じで、社会的弱者である障害者や子供、また、怪我をされた方、病気をされてる方が相手の場合でも同様のことが言えるかと思います。

そこで、連携ということを考えますと、専門職の連携、あるいは社会福祉士だけではなく、ヘルパー

やOT（作業療法士）・PT（理学療法士）まで広げていくことが必要ではないかと思えます。

①についての質問：松端副委員長

おっしゃられていた「マルトリートメント」は、「不適切な支援」ということでよろしいですか。

回答：井澗委員

「不適切なことに関わりたくない」からとって、目や耳を背けたり、避けたりするのではなくて、関わっていかねばならないという意図です。連携するにしても、地域や子育てという観点の中で、福祉職の方、医療関係者、一般の方などがオールマイティに連携し、手を繋ぎ合っていかなければならないのではないか、そして、それを避けてはいけませんという意味合いで申し上げました。

マルトリートメントについての補足説明：松端委員

マルトリートメントとは、一般的には不適切な養育とか、不適切な支援のことをいいます。

例えば、体罰などは児童虐待防止法で禁止されており、明らかに虐待の範疇に入ります。それに対し、スーパーで買い物をしている場面で、子供が泣いているのに、放置したまま親は買い物を続けるようなパターンなどは、明確に虐待とは言えないですけど、一般にいう「不適切な支援、養育」に該当し、そういったものをマルトリートメントという言い方をします。

子供の養育や子育てをする上で、「適切な支援」というものがありますが、その逆のパターンで、明確な虐待に関連して、いわゆる不適切なものを指します。不適切な支援には、ある時だけ虐待をするのとは違い、平素から不適切な支援が行われるという連続性があります。

また、子供だけに限らず、障害のある人との関わりや高齢者の介護現場においてもありえることで、適切な支援から不適切な支援、そしてその延長線上に虐待と、一定の連続線上にあるかと思えます。

地域福祉の点でいうと、地域の中で、早い段階で、不適切な関わり方も含めて発見・把握することが有効であると思えます。また、予防的な効果として、そもそも不適切な関わりにならないようなサポートの仕組みが必要かと思えます。例として、養育者同士が関われるような機会を作る、しんどい時に相談できる等の予防的あるいは学習的な関わり方があるかと思えます。

また、明らかに虐待だと判明したときに、介入の時期を誤ると非常に深刻な事態に陥ることがあるので、適切に介入して保護するという機能も必要だと思えます。

一方、親と子供が関係を持っても大丈夫なのに、面会を制限するというケースが課題になっています。そうならないためには、適切な介入と、その後の親子関係をどうサポートしていくか、あるいは、親子に限らず家庭環境をどうサポートするかということもセットで考え、県の児童相談所、市の子育て支援の関係課、地域の民生委員・児童委員が連携することが必要になってくるかと思えます。

また、重層的支援体制整備事業になりますと、例えば、地域包括支援センターが子育ての相談にのることも制度上可能になります。田辺市民総合センターには総合相談機能があるということでしたが、例えば、地域包括支援センターも分野を超えて総合相談ができるような仕組みを、これから作っていく必要があると思えます。虐待に限らず、いろんな生活課題をとにかく受け止める、連携して対応する、その時に予防的な機能、学習的な機能、介入保護的な機能、地域で生活しやすいように調整する機能などをトータル的に作っていく必要があるかと思えます。

提言② 提言者：前田委員 「議題（１）の取組状況について」

取組状況の説明の中で、自治振興課の取組が出ておりましたが、私は和歌山県消費生活センターの消費生活サポーターをしております。

今年も和歌山県で特殊詐欺被害が出ておりますが、そのほとんどが高齢者から搾取されているものになります。田辺市の人権擁護連盟として、啓発のチラシ配りをしておりますが、小さな額をとられても、恥ずかしいので被害に遭ったと言わない方もいます。合計すると凄い数になりますし、少額であつてもとられたことには変わらないので、被害を未然に防げるよう啓発しようと、自治振興課と一緒にあつて、このようなケースを減らしたいと思つております。

地域福祉の中でも、2、3万円騙されたというお話を時々聞くので、騙されないようにと思ひチラシを配っているのですが、被害はなかなかなくなりません。

田辺市民の方にも県のサポーターが数名おられますが、高齢化により人数が減つてきて、チラシを配るのが難しくなつてきています。そこで、田辺市にご協力いただいて、市民の皆様にご協力いただけるような方策が取れないのかなとずっと考えておりましたので、チラシ配りなんかを多くの方がしていただけたら啓発になるんじゃないかと提案したいと思つております。

提言③ 提言者：原委員長 「議題（1）の取組状況について」

最近思うのが、田舎でも都会化してきているということです。マンションがどんどん増えてきて、昔からある家とマンションが立ち並んだ地域が二極化してきており、そこには、昔から住んでいる人と新しく住み始めた人との地域コミュニティが存在しなくなつてきています。特に新しい団地などでは、挨拶をしてもなかなか出てきてもらえないなど、田辺市内においても、そのような状況になつてきています。

地域コミュニティが衰退すると、防災の面やお互いの助け合い、歴史的な祭などで、どんどんお互いが希薄になつてくるという状況を体感しております。

このような状況をどのようにして打破・改善していくのかについてですが、例えば、民生委員が地域に入り込んで、生きるために何が大事なのかを実践していくなどです。その中から、防災について考えたり、虐待などの生活に関わるいろいろな悩みを聞いたりしながらコミュニティを広げ、深めていく、こういった「小地域活動」から始めていかないといけないと思ひます。

提言④ 提言者：野見委員 「議題（1）の取組状況について」

現在、悪徳商法とか、コロナウイルスの予防接種に関する詐欺とか、悪質な事件が起こつておりますが、私の地域の事例について紹介をさせていただきたいと思ひます。

私の地域では、町内会の回覧板を1ヶ月に1回発行しており、そのような事案が起これば、回覧板に書いて、地域の方が分かりやすい表示にしています。分かりにくいパンフレットについては、住民が分かるような言葉にして紹介しております。

提言⑤ 提言者：大久保委員 「議題（1）の取組状況について」

地域のコミュニティが希薄になつている、そして、それに対する意識向上のための啓発などを考えて、それを積極的にしていかなければならないというのも重要な事ですが、逆の発想で、自助・共助・公助の中で「行政は、公助はどこまでできるのか」が分かれば、反対に、「そこまでしかできない」ということで、民間だったり共助であつたりをやらなければならぬという発想が出てくると思ひます。

ですので、そういったこともヒアリングの中で検討していただけたらと思います。

厚労省にも、公助でどこまでできるのかという意見書を上げさせてもらっておりますので、そういった逆の発想も考えていただければと思います。

提言⑥ 提言者：花村委員 「議題（１）の取組状況について」

地域づくりについてのお話もありましたが、住み慣れた地域で安心して生活していくというところを、どう支えるのかというのが念頭にあってのことだと思います。

地域、自治会をどう盛り上げていくかという点において、最近、田辺市らしい自治会を研究するという話をされていたかと思います。その話の中で、小規模多機能自治ということも話題に出ておりますので、今後のそういった動向、各町内会や自治会を盛り上げていけるのか、今までの考え方じゃなくて、自治会が独自でいろんなことをしていける仕組みにどう変えていくのかということ、市として考えは始めているのかなと感じました。

重層的支援体制整備というところを含めると、エリアをしっかりと決めて、そのエリアの中でどうやって地域をつくっていくのか、例えば中学校単位なのか、小学校単位なのか、自治会単位なのかというところがあるかと思いますが、そのへんを明確にしながら地域福祉計画を立てていかないと、具体性の無いものになってしまうと思いますので、田辺市らしい自治というのがどんな感じなのか分かるのであれば教えてほしいところです。

また、教育委員会があまり入っていないという感じを受けました。取組状況の中でも、学校教育課と社協が連携してというのがありますが、学校教育課として地域づくりのコミュニティにどう関わっていくのかなどが少ないような感じを受けていますので、今後はそのへんも含めて計画づくりをしていけたらと思います。

総括①：松端副委員長

先ほど話題になりました「不適切な養育」あるいは「虐待対応」でも、行政がなにもかも発見して対応するのは無理なので、例えば、地域の中で発見するところについては、市民参加で住民の皆さんと一緒に考えるとか、ともに学習会をすとか、子育て中の父母が寄って話をすとか、そういうのはまさに「共助」の話となります。

一方、実際に虐待があったときに、介入して対応するとなると、これは県行政と連携し、行政の責任になります。ですので、市民として、住民として何ができるかを考える必要があると思います。

そういう意味では、小規模多機能自治のお話をされてはいたけど、自治的にどのように地域をつくっていくのが課題かと思います。

ですが、コミュニティの実態がほとんど感じられないような状況で、都市部・山間部が関係なしに全体に都市化してきていますし、社会が便利になればなるほど、あるいは行政サービスが充実すればするほど、地域の住民同士の支え合いという部分が弱くなるので、この地域福祉計画づくりを通じて、どのように住民同士が支え合ったり助け合ったりする仕組みを作っていけるかだと思います。

そのときに、単に「助け合いましょう」ではリアリティがないので、例えば、日常化しつつある地震、大雨、土砂災害等の「防災」について、また、様々な状況に付け込んだ犯罪が依然としてありますので「防犯」についてです。

防犯については、どのような詐欺に引っ掛かりやすいのか丁寧に学習すること、孤立しないことが重

要です。相談できる方が近くにいると早い段階で防げるんですが、引っかかってしまう時というのは、誰にも相談できずに言いなりになって被害に遭ってしまうものなので、防犯についても地域の課題といえます。

リアリティのある地域の課題を皆さんで共有して、それを解決するためにどうするのかという取り組みを地域ごとでできたらいいんですが、今回は例年のような住民懇談会ができないので、福祉専門職の方を中心に日々感じておられる課題を挙げていただいて、その課題解決の上でどんな仕組みが要るのか、また、それぞれの地区で、住民参加で何ができるのかを考えていけるといいかなと思います。

総括②：原委員長

今までどおりの自治体・自治会・町内会というのは今の時代に沿っていないと思います。あるべき方向性というのは感じるんですが、目的が掴みづらいので、テーマというのをちゃんと持ったコミュニティと、それに沿うような形で自治体が機能する、融通性があるような機能の仕方をする必要があるのかなと思います。

私の話になりますが、地域で高齢者を集めて、やすらぎ対策の課協力のもと、地元の会館を活用して毎週月曜日に筋力トレーニングをしています。

そして、その中でコミュニティが発生しました。奥さん方が手芸などのいろいろな趣味をやっていて、それらを持ち寄って話をしたり、民生児童委員としていろんな困りごと相談を受けたりもしました。場を何か一つ作ると、そこにいろんなコミュニティができるんですね。

他にも防災について学んだり、やすらぎ対策課に食と認知症について分かりやすく話をさせていただいたり、ただ単に体操ではなくて、その向こうに目指すものを考えながら、楽しめるようやっておりますので、お話をさせていただきました。

この件につきまして、何かありませんか。これで質疑がなければ、議事進行の役目を終わらせていただきます。

以上で提言は終了となり、他に質問もなく、議事（２）は承認された。

その後、中岡庶務係長から、令和３年 12 月頃に第 3 回策定委員会を開催予定であることを案内し、第 2 回策定委員会を終了した。